

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号
名 称 日本貨物鉄道株式会社
代表者氏名 代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大 西 一 史



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 (2024年) 7 月 22 日

許可の有効年月日 令和11年(2029年) 7 月 21 日

1. 事業の範囲
裏面のとおり。
以下余白
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし。
以下余白
3. 許可の条件
なし。
以下余白
4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年(1999年)	7 月 22 日	住所及び代表者の変更
平成16年(2004年)	7 月 22 日	許可の更新
平成17年(2005年)	7 月 21 日	事業範囲の変更 (積替え・保管行為を除く。)
平成19年(2007年)	7 月 25 日	代表者の変更
平成21年(2009年)	7 月 22 日	許可の更新
平成23年(2011年)	3 月 24 日	住所の変更
平成24年(2012年)	8 月 8 日	代表者の変更
平成26年(2014年)	7 月 22 日	許可の更新
平成30年(2018年)	8 月 2 日	代表者の変更
令和 元 年(2019年)	7 月 22 日	許可の更新
令和 4 年(2022年)	8 月 5 日	代表者の変更
令和 5 年(2023年)	12月 5 日	事業範囲の変更 (汚泥「ダイオキシン類」の追加)
令和 6 年(2024年)	7 月 22 日	許可の更新
令和 7 年(2025年)	8 月 7 日	住所の変更

以下余白
5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」
以下余白

(裏面に続く。)

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬（積替え保管を含まない。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ②廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ④鉍さい（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑤ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑥燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑦汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）

鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリの特定有害産業廃棄物の種類については別表参照。

以下余白

別表

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	○		○	○	○
水銀又はその化合物	○	○	○		○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
P C B				—	—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2 - ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1 - ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1 - トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2 - トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3 - ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					—	—	—
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
1, 4 - ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—		○	—	—

* 表中の「○」は取り扱うことのできるものを示す。

以下余白